

# 安全・安心な放課後のこどもの居場所 平成31年度もりぐち児童クラブ参加児童募集

問 放課後こども課

TEL 06-6995-3160

本市では放課後に学校の施設を利用し、安全で安心な児童の居場所を設け、遊びを中心とした異年齢集団の交流活動などを通して、児童の健全育成を図るため、地域の協力を得ながら児童クラブ事業を全小学校・学園で実施しています。児童クラブには「登録児童室」と「入会児童室」の2つの機能があり、入会児童室については、平成31年度から開設時間を延長するとともに利用者負担金を改定します。

## 〈利用区分〉

**登録児童室** 1～6年生の児童および保護者が同伴する3歳以上の幼児(ただし、1人で身の回りのことができない児童や、パートナーの指示が守れない児童は、保護者の同伴が必要)

**入会児童室** 1～3年生の児童で、放課後など保護者が就労または疾病その他の事由(月15日以上かつ、その状態が3カ月以上続く)で保護育成することができない児童

**開設場所** 対象校区の小学校・学園内

## 〈申込期間〉

**登録児童室** 3月22日(金)から

**入会児童室** 4月1日(月)からの利用開始を希望する場合は、2月1日(金)～19日(火)に各児童クラブ室(日、祝日を除く)または放課後こども課(土・日、祝日を除く)で手続きをしてください。なお、2月17日(日)に放課後こども課(10:00～16:00)で休日受付を行います。

申・問 各児童クラブまたは放課後こども課

備 提出書類は各児童クラブ、放課後こども課および市ホームページからもダウンロードできます。



児童クラブでの活動の様子

## 開設日および時間など

種別	利用区分	開設時間	利用料金	必要書類
登録児童室	月～金曜日	放課後～17:00	無料	登録児童室利用申請書
	土曜日 学校の休業日 (長期休業日など)	9:00～17:00		
入会児童室	【基本開設】 月～金曜日	平日	児童1人当たり月額 4,900円	入会児童室利用申請書および雇用証明書(疾病その他の事由の場合は、診断書など)
		学校の休業日 (長期休業日など)		
	【延長開設】 月～金曜日	17:00～19:00	児童1人当たり月額 500円	
	【土曜開設】 土曜日	8:00～19:00	児童1人当たり月額 1,500円	

備 短縮授業など授業が早く終了する日は、授業が終了した時間から開室します。なお、開設日は、日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

## 2 平成31年4月認定こども園等入園(所) 次選考申込期間と受付場所

問 こども施設課

TEL 06-6992-1637

時 2月8日(金)～15日(金)9:00～17:30(土・日、祝日を除く)

場 市役所3階北エリアこども施設課

注 申し込み当日は、必ず入園(所)予定の子ども同伴でお越しください。

(ただし、1次選考を申し込みしている人が希望施設の変更を行う場合は除きます)

備 提出書類が全て整っていない場合、受け付けできません。平成31年度認定こども園等入園(所)案内を参照にして申し込みください。



# 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合への加入 ごみ焼却処理

問 環境政策課処理施設整備推進担当

TEL 06-6992-1452

平成30年11月30日、守口市が「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」に加入して本市の可燃ごみを共同で焼却処理することについて、大阪市、八尾市、松原市および本市の4市長間で合意し、基本合意書の締結を行いました。

なお、組合に加入後も、家庭などからのごみの収集はこれまで同様、市が行いますので、市民や事業者の皆さんの生活や負担に関して直接の影響はありません。

## 1. ごみ焼却施設の現状

本市では、現在クリーンセンター第4号炉(処理能力142トン/日)の1炉のみで、家庭などから収集したごみの焼却処理を行っています。

この施設は昭和63年3月の竣工から約30年が経過し老朽化が進んでおり、定期点検や整備補修を行っていますが、補修などによる運転も限界にきていました。



## 2. ごみ焼却施設の整備・運営方針の検討

そこで、本市では新たなごみ焼却のあり方について、さまざまな選択肢を研究していました。

その中で、市内全域が都市化・市街化された本市にあつては、ごみ焼却施設の新たな建て替えは現クリーンセンター敷地を含め、極めて困難と判断しました。

一方、最近の国や大阪府の政策は、各市町村で、ごみ処理施設を設置・運営するだけでなく、自治体間の合意を前提に共同(広域)処理する方向となっています。

このため、近隣自治体ですでに先行的に共同処理(焼却)を開始している組合に本市も加入し、市が収集したごみを共同処理することが、環境面や財政面からも最適と判断し、大阪市、八尾市、松原市に対し、加入についての依頼と調整を行ってきました。

その結果、本市を含む4市の市長間による基本合意書の締結に至ったものです。



## 3. 基本合意書の主な内容

### 【組合名称の変更】

・「大阪広域環境施設組合(仮)」に変更されます。

### 【ごみ焼却の共同処理】

・本市加入に伴い必要となる処理能力は鶴見工場の更新に合わせて整備されます。  
・新鶴見工場完成後は、本市のごみは同工場への搬入が

基本となります。

・鶴見工場の建て替え終了までは、舞洲工場への搬入が基本となります(組合への加入に伴い、本市クリーンセンター第4号炉は廃止)。



### 【組合規約の施行期日】

・2019年10月1日をめぐにします。

### 【本市の共同処理開始時期】

・2020年4月をめぐにします。

### 【本市クリーンセンター敷地の利活用】

・組合構成市が円滑な広域処理を相互に協力する観点から、構成団体および本市で協議します。

## 4. 今後について(各市議会での審議)

本市の加入のためには、各市議会での組合規約の変更などの議決が必要です。

今後、平成31年2月から3月にかけて開催される各市議会定例会に、本市が組合に加入する内容の組合規約案が提出され、各市議会でも審議される予定です。



## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合とは

大阪市、八尾市、松原市が排出するごみの焼却処理などを共同で行うことを目的に、3市を構成団体とする一部事務組合として平成26年11月に設立。平成27年4月から事業を開始。

現在、鶴見、西淀、八尾、舞洲、平野、東淀、住之江の7つの焼却工場があり、建て替え中の住之江工場を除く6工場合計の処理能力は4,000トン/日。なお、鶴見工場は本市クリーンセンターから約300メートルの距離に立地する他、本市焼却炉の定期点検中は、舞洲工場での焼却を委託するなど、これまでも本市と関係がありました。